

秋田市告示第216号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項および第78条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条および第78条の11の規定により告示する。

令和6年7月2日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの 種 類
キングタ クシー株 式会社	キングタク シー訪問介 護事業所	秋田市山王三丁 目1番17号 キ ングビル2階	令和6年6月30日	訪問介護
有限会社 アンフィ ニ	仁井田デイ サービスセ ンターふき むすめ	秋田市仁井田字 仲谷地282番地	令和6年6月30日	通所介護
株式会社 MDFC	東通デイサ ービス	秋田市東通八丁 目1番41号	令和6年6月30日	地域密着型 通所介護